



対象土地関係人 千光建設株式会社 殿

筆界特定をした旨の通知について

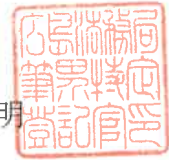
下記1の筆界特定の手続について、下記2のとおり筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第2項で準用する不動産登記法第133条第2項の規定により、掲示します。

なお、関係人に対しては、関係人の氏名及び通知をすべき事項等を記載した書面をいつでも交付します。

令和6年6月25日

広島法務局

筆界特定登記官 武内 広明
記



1 筆界特定手続の表示

手続番号	令和5年第33号
対象土地	廿日市市地御前字田屋1895番2（甲1地） 廿日市市地御前字田屋290番7（乙地）
手続番号	令和6年第1号
対象土地	廿日市市地御前字田屋290番4（甲2地） 廿日市市地御前字田屋290番7（乙地）

2 筆界の現地における位置

甲1地と乙地との筆界は、筆界特定図面中、H1点、H2点、H3点及びH4点を順次直線で結んだ線

甲2地と乙地との筆界は、筆界特定図面中、H4点とH5点とを直線で結んだ線